

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十四年八月十六日

広島県収用委員会

- 一 送達を受けるべき者  
別紙対象者一覧のとおり
- 二 送達すべき書類の名称

高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線新設工事（広島県世羅郡世羅町大字川尻字大柳地内から同町大字別迫字三ツ石地内まで、同県三次市甲奴町小童字荒井田地内から同市甲奴町小童字三王地内まで、同市吉舎町海田原字南田地内から同市吉舎町敷地字右谷地内まで、同市吉舎町敷地字番匠地内から同市三良坂町長田字福丸地内まで及び同市向江田町地内から同市四拾貫町地内まで）及びこれに伴う一級河川、県道、町道及び農業用道路付替工事並びにこれに伴う附帯工事に係る土地収用事件の裁決書正本

三 土地等の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用・使用の区分
		公簿	現況	公簿	実測	
広島県 三次市 向江田町 字高保	一八〇番四	雑種地	雑種地	一八九	一八九・三六	収用する土地の 面積 (㎡) 一八九・三六
	一八〇番五	雑種地	雑種地	六・七九	六・七九	使用する土地の 面積 (㎡) 六・七九

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

(注意) 右書類を受領しないときは、平成二十四年八月三十日に、その書類の送達があったものとみなされます。

## (別紙) 対象者一覧

氏 名	住 所
谷本 好加	広島県三次市向江田町 3473 番地
(亡)上藤音藏相続人 杉本 雅夫	不明
井上 昌克	徳島県徳島市鮎喰町一丁目 8 番地
小林 初子	広島県広島市安佐南区中筋二丁目 1 4 番 2 7 号
小林 勝志	広島県広島市安佐南区中筋二丁目 1 4 番 2 7 号
小林 真吾	広島県広島市安佐南区中筋二丁目 1 4 番 2 7 号
牧廣 ツギノ	広島県三次市西河内町 2 2 2 番地 1
枝崎 聡	東京都府中市住吉町四丁目 8 番地の 7 (フォスター 3 0 2)
豊田 圭治	広島県府中市中須町 1 1 5 4 番地
奥谷 浩	三重県四日市市三滝台二丁目 1 7 番地 5
森井 賢太郎	不明
宮川 孝如	広島県広島市西区大宮一丁目 2 番 1 7 - 1 0 2 号
日浦 真希	広島県安芸郡府中町本町五丁目 1 番 2 5 - 4 0 3 号
船山 忠男	不明
樋口 玉伊	Estrada Ponte Lavrada, S/N-Km 1 Sao Roque-SP-Brasil CEP 18130-970
網 徳江	不明
網 秀子	不明
船山 ハル子	不明
岡本 俊六	徳島県徳島市西新浜町一丁目 5 番 3 8 - 3 0 2 号
岡本 彩	徳島県徳島市西新浜町一丁目 5 番 3 8 - 3 0 2 号
重廣 一磨	不明
青掛 由紀子	広島県広島市東区上温品四丁目 4 6 番 1 0 - 3 0 1 号
三宅 康夫	広島県広島市佐伯区五日市町大字皆賀 5 0 3 番地の 1 1
藤井 正文	広島県広島市安佐南区大町東一丁目 1 4 番 9 号
澤井 代吉	広島県双三郡和田村向江田 3 2 2 4 番地 1
伊崎 欽造	広島県双三郡和田村向江田 2 9 8 2 番地
NERY FUKUSHIMA NAGAOKA	Atahualpa #308 Santa Maria Trujillo Peru
MANUEL MITZUO FUKUSHIMA NAGAOKA	Atahualpa #308 Santa Maria Trujillo Peru
西川 ユミ子	広島県広島市中区江波南二丁目 1 5 番 1 7 - 5 0 1 号
高森 岳司	広島県広島市中区江波南二丁目 1 5 番 1 7 - 5 0 1 号 (太陽ビル)
原 明美	広島県広島市中区江波西二丁目 1 番 1 - 4 0 3 号

上記の外、次の土地登記記録名義人の相続人（ただし、存否不明）のうち、送達すべき書類の送達を受けていない者。

氏 名	住 所
(亡)谷本永太郎相続人	不明

(亡) 山口ナヲ相続人	不明
(亡) 中曾庄一相続人	不明
(亡) 野澤藤八郎相続人	不明
(亡) 中村亮太郎相続人	不明
(亡) 船山多市相続人	不明
(亡) 重廣彌市相続人	不明
(亡) 栗田トラ相続人	不明